

第9節 電力・ガス取引監視等委員会	367
1. 電力・ガス取引監視等委員会への改編と活動状況	367
2. 電力市場における適正な取引確保のための厳正な監視など	368
2. 1. 電力市場における競争状況の評価	368
2. 2. 小売部門の監視について	371
2. 3. 卸部門の監視について	375
2. 4. 送配電部門の監視について	375
2. 5. 原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価	377
2. 6. 監査	380
3. 電力市場の更なる効率化、競争促進のための取組	380
3. 1. ネガワット取引に係る環境整備	380
3. 2. 一般送配電事業者による調整力の公募調達について	381
3. 3. 広報／消費者保護対策	382
4. ガス小売全面自由化に向けた取組など	383
4. 1. ガス小売事業者の登録に係る事前審査	383
4. 2. 経過措置料金規制を課す事業者の指定	383
4. 3. 託送供給約款の審査	384
4. 4. 各種ガイドラインの整備	387
4. 5. 広報／消費者保護対策	388
4. 6. 監査	389

第9節 電力・ガス取引監視等委員会

1. 電力・ガス取引監視等委員会への改編と活動状況

電力取引監視等委員会は、2015年9月1日に設立し、2015年6月に成立した「電気事業法等の一部を改正する等の法律」に基づき、2016年4月より電力取引監視等委員会にガス・熱に関する業務が加わり、電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）に改編された。

「参照：第1図表 電力・ガス取引監視等委員会 組織図」

当委員会は、法律に基づき、①電力・ガス・熱の適正取引の確保やネットワーク部門の中立性確保に係る厳正な監視、②電力・ガス・熱の適正取引等に係るルールづくり、を主として行っている。

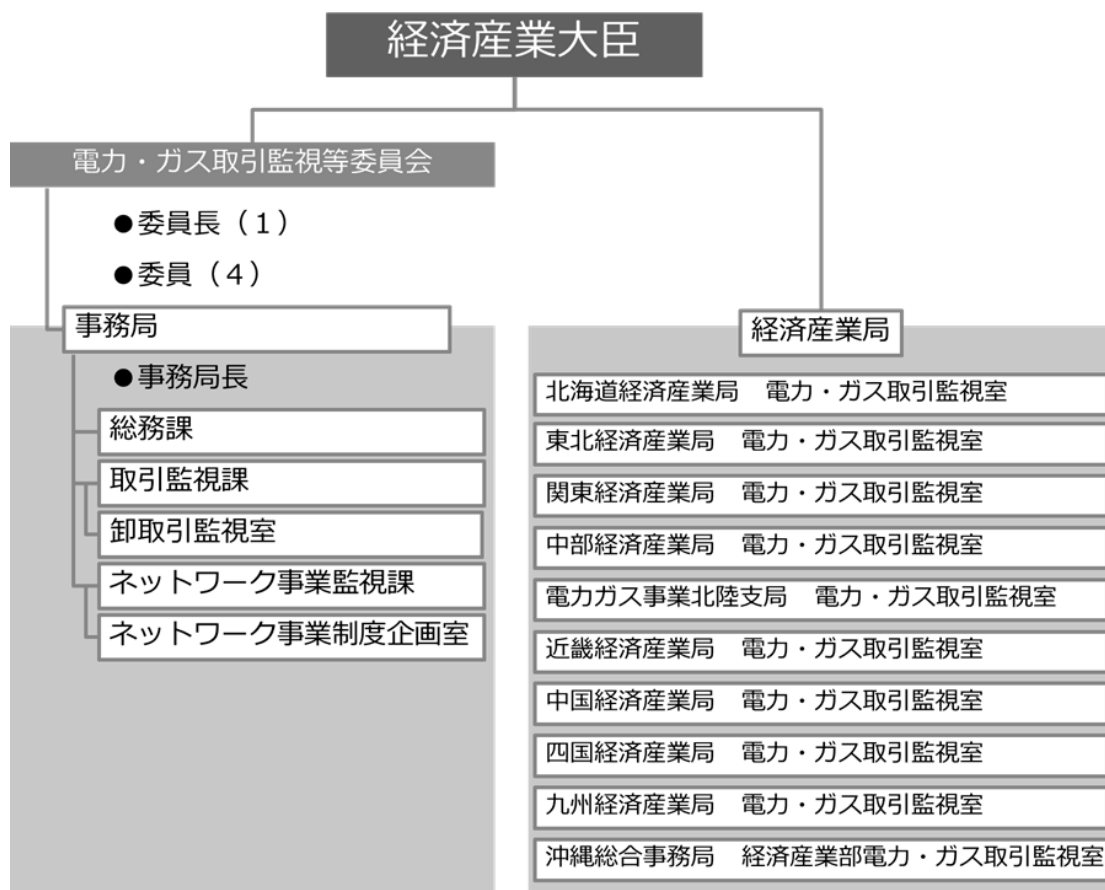
また、当委員会の下には、2016年度末時点で、制度設

計専門会合、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ、料金審査専門会合、火力電源入札専門会合の4つの専門会合が設置されていた。

2016年度（2016年4月1日～2017年3月31日）の各審議会の開催実績は、電力・ガス取引監視等委員会が51回、制度設計専門会合が11回、料金審査専門会合が12回、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループが4回、となっていた。「参照：第2図表 開催状況」

2016年9月16日に第1回送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループが開催された。

第1図表 電力・ガス取引監視等委員会 組織図（2017年3月末時点）



第2図表 開催状況

会合名	開催時期	2016 年度開催実績	累積開催実績 (2017 年3月 末時点)
電力・ガス取引監視等委員会	2015 年 9 月 1 日～	51 回	76 回
制度設計専門会合	2015 年 10 月 9 日～	11 回	16 回
送配電網の維持・運用費用の負担 の在り方検討ワーキング・グループ	2016 年 9 月 16 日～	4 回	4 回
料金審査専門会合	2015 年 9 月 4 日～	12 回	24 回
火力電源入札専門会合	2015 年 12 月 22 日～	0 回	4 回

2. 電力市場における適正な電力取引確保のための 厳正な監視など

2. 1. 電力市場における競争状況の評価

(1) 新電力などへのスイッチング実績

2017 年 3 月の電力取引報によると、電力の小売全面自由化で新たに自由化された市場において、新電力（旧一般電気事業者を除く小売電気事業者をいう。以下同じ。）への契約の切替えを選択した需要家が全国で約 4.7%となっていた。また、地域の既存電力会社が設定した自由料金メニューへの切替えを選択した需要家も約 4.1%となってお

り、両者を合わせると、約 8.8%の消費者が自由料金メニューへの切替えを行っていた。「参照：第3図表 新電力への契約先の切替え（スイッチング）実績」また、全面自由化後、特高・高圧部門における新電力のシェアも増加しており、結果として、電力市場全体としては、新電力のシェアが約 9.1%となっていた。「参照：第4図表 新電力の市場シェア（2012 年 4 月～2017 年 3 月）」

第3図表 新電力への契約先の切替え（スイッチング）実績

地域別のスイッチング（他社切替）件数

管内	他社切替実績 【単位：万件】	率 ※ 【単位：％】
北海道	14.63	5.3
東北	10.27	1.9
東京	163.3	7.1
中部	24.38	3.2
北陸	1.77	1.4
関西	60.62	6.0
中国	1.57	0.4
四国	2.52	1.3
九州	16.26	2.6
沖縄	0.00	0.0
全国	295.4	4.7

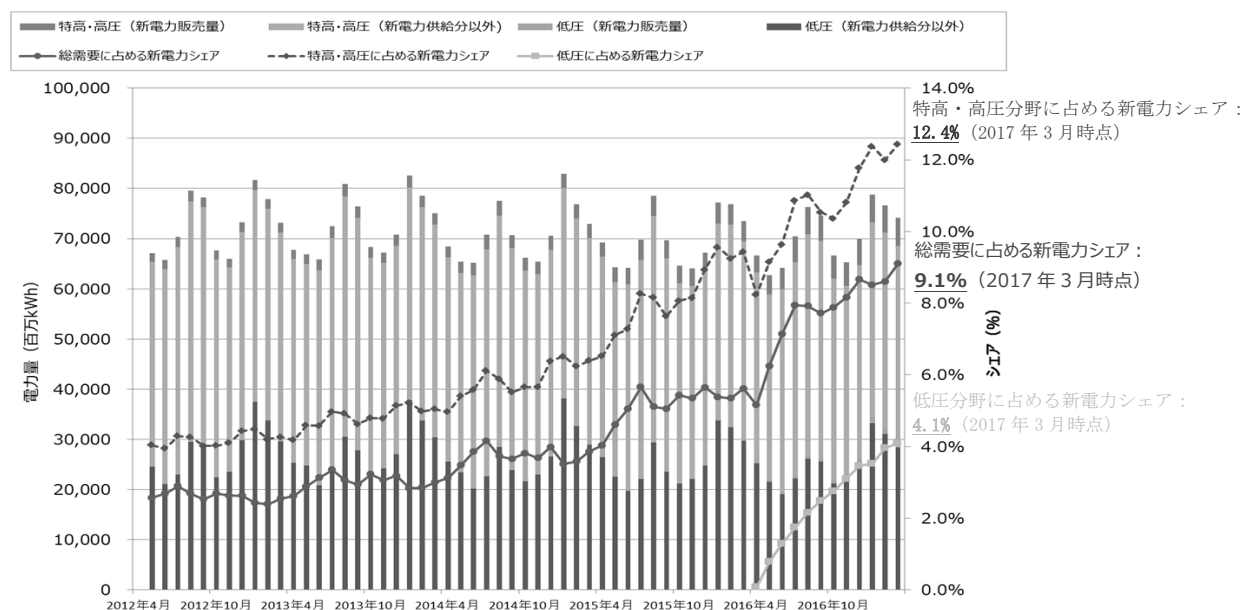
地域別の自社内契約切替件数

	自社内切替実績 【単位：万件】	率 ※ 【単位：％】
北海道	0.2	0.1
東北	2.1	0.4
東京	70.4	3.1
中部	106.5	14.0
北陸	1.0	0.8
関西	30.9	3.1
中国	35.4	10.1
四国	1.4	0.7
九州	10.0	1.6
沖縄	0.1	0.1
全国	257.9	4.1

（出所）電力・ガス取引監視等委員会
電力取引報（2017年3月実績）

※ 2016年3月の一般家庭等の通常の契約口数（約6,253万件）を用いて試算。なお、2016年3月の低圧の総契約口数は約8,600万件だが、旧選択約款や公衆街路等の契約などは、実態としてスイッチングが起きることが想定されにくく、母数から除外。また、同一需要家による供給事業者の変更や、旧一般電気事業者の規制料金・自由料金メニュー間での契約種変更は、複数回行われた場合、その都度、スイッチングとしてカウントされることに留意。

第4図表 新電力の市場シェア（2012年4月～2017年3月）



（2）料金メニューの多様化

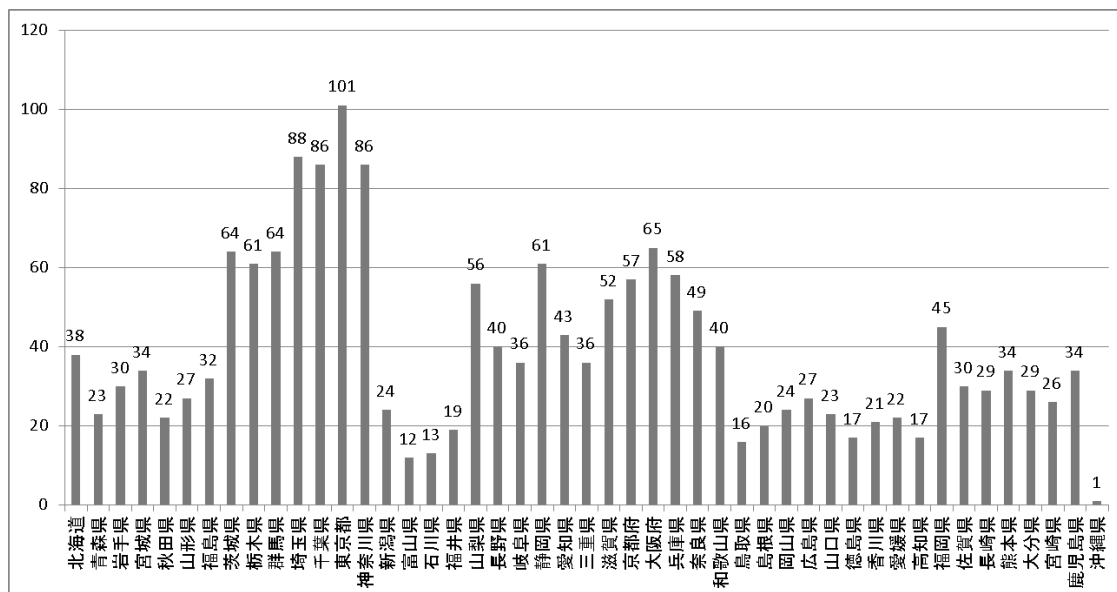
新電力の提供する料金メニューを見ると、全体的な傾向としては、基本料金と従量料金の二部料金制とした上で、燃料費の変動を調整するなど、既存の料金メニューに準じた料金設定が多く見られた。他方、一部では、完全従量料金、定額料金制、指定された時間帯における節電状況に応じた割引など、新しい料金メニューも提供されるようになった。

また、再生可能エネルギーなどの電源構成や、地産地消型の電気であることを訴求ポイントとして顧客の獲得を試みる小売電気事業者の参入も見られ、中には需要家が発電所を選んで得票数の多かった発電所に報奨金を与えることができるなど、特色のある小売電気事業者も存在している。

さらに、電力消費の見える化（電気の使用状況の可視化）や、電気の使用状況などの情報を利用した家庭の見守りサービスなども提供され始めている。応援するスポーツチームとの繋がりや里山の景観保存など、需要家の好みや価値観に訴求するサービスも始まっている。

地域別には、低圧分野では、東京・中部・関西・九州など、都市圏において多くの小売電気事業者が新規参入してきた。北陸（富山県・石川県）・四国（高知県・徳島県・香川県・愛媛県）においては、供給を行っている小売電気事業者の数は相対的に少ない傾向にある。「参照：第5図表 都道府県別に見た一般家庭に供給実績がある小売電気事業者（2017年3月末時点）」

第5図表 都道府県別に見た一般家庭に供給実績がある小売電気事業者数（2017年3月末時点）



（3）卸電力取引の状況

競争を活性化させるためには、卸電力市場において、十分な取引量が確保されていることが重要である。

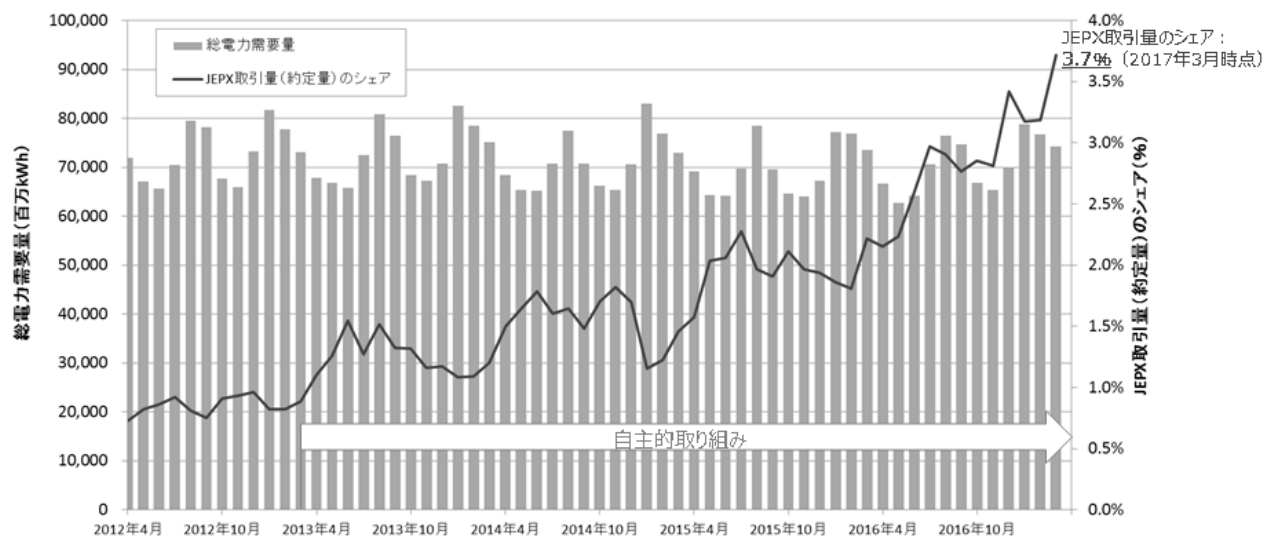
旧一般電気事業者各社の自主的取組の改善の効果に加え、小売全面自由化に伴う新電力の買入札量の増加により、取引所取引量は昨年と比べて大きく増加した。2016年の取引量は、2005年の市場開設以来、初めて200億kWhを突破し、販売電力量全体に占める2017年3月末時点の割合は、3.7%となった。

また、2016年9月より、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に設置された電力システム改革貫徹のための政策小委員会における集中的な議論が行われ、中間取りまとめが行われた。これを踏まえ、新電力の参入を更に進めるための卸電力市場の活性化策として、ベースロード電源市場を創設する方針となった。これは、現状では実質的に旧一般電気事業者がその大部分を保有する、石炭、水力、原子力などの安価なベースロード電

源を市場に供出することで、新電力の電源へのアクセスを向上させ、競争を促進することを目的とする制度である。また、2013年から行われてきた、旧一般電気事業者が余剰電力を卸取引市場へ供出するなどの自主的取組の改善に加え、諸外国における取組を参考に、2017年度から、大手電力各社の社内取引の一部を卸電力取引所経由で行うグロス・ビディングを行うことが2016年11月の制度設計専門会合で決定された。これは、取引の透明化・効率化、取引所取引の流動性・価格指標性の向上といった意義があり、英国・北欧などにおいて既に実施されてきた。各旧一般電気事業者は、2017年度の早期にグロス・ビディングを開始し、1年程度で販売電力量の10%程度の取引量が卸電力取引所を経由することを目指し、その後も取引量を拡大していくことを表明した。

「参照：第6図表 JEPX（Japan Electric Power Exchange）取引量（約定量）のシェアの推移（2012年～2017年3月）」

第6図表 JEPX取引量（約定量）のシェアの推移（2012年～2017年3月）



（４）電力市場における競争状況の評価

こうした電力市場における競争状況の評価について、2016年11月1日の制度設計専門会合において基本方針・実施細目を取りまとめた後、電力取引報、企業ヒアリング、需要家アンケート調査などの結果を分析し、2017年1月26日の制度設計専門会合で議論した上で、2017年3月31日の制度設計専門会合において取りまとめを行った。

全体的な評価としては、2016年度以降、低圧分野における新電力のシェアが着実に伸びており、新規参入事業者数の増加や料金メニューの多様化など、電力システム改革の一定の成果が小売電力市場で表れてきていると評価できるとされたが、他方で、みなし小売電気事業者による地域間競争や卸電力市場の活性化の状況など、まだその展開が十分とは言えず、今後の進展を期待すべき点も多いとされた。

2. 2. 小売部門の監視について

（１）小売電気事業者に対する改善指導事例

2016年4月には電気の小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。

こうした中、電気の小売供給に関する取引の適正化を図るため、「電力の小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対して指導を行うなど、事業者の営業活動の監視などを行った。また、当委員会の相談窓口などに寄せられた不適切な営業活動などについて、事実関係の確認や指導を行うとともに、独立行政法人国民生活センターと共同し、相談事例の紹介及びアドバイスについてプレスリリースを9回行い、情報提供した。

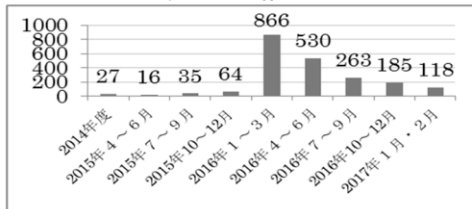
「参照：第7図表 消費者からの相談状況」「参照：第8図表 小売電気事業者に対する改善指導などの相談状況」

第7図表 消費者からの相談状況

消費者の皆様からの相談の状況

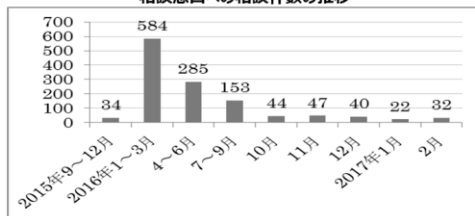
- 小売全面自由化開始直前に最も相談件数が増加。自由化後、落ち着きつつあるものの、具体的な契約に関する相談や料金支払いに関する相談が増加。

電力自由化に関する国民生活センター及び消費生活センターへの相談件数の推移



※2017年2月28日までに登録されたデータ

電力自由化に関する電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口への相談件数の推移



※2017年2月28日までに登録されたデータ

相談事例

◆インターネットで電力会社の変更手続きを行ったが、元の電力会社から電気料金の請求書が届き、切替えができていなかったことが分かった。

⇒契約を締結した場合、小売電気事業者から書面が交付されることになります。書面が交付されていない場合は、契約が締結されていない可能性があります。

◆新しい電力会社から電気を購入する契約を結んだが、何か月も電気料金の請求が来ない。

⇒東京電力パワーグリッドのシステム不具合などにより、一部の使用者に請求書が届けられないなどの事態が発生しています。支払い方法の相談や状況の詳細の確認等については、契約中の小売電気事業者にお問い合わせください。

◆契約先を変えると電気代が安くなると聞いたので、契約切替を申し込んだ。しかし、元の電力会社から、いったん解約すると、元のメニューには戻ることできないと言われてしまい、悩んでいる。

⇒これまでの電力会社の選択約款については、一度契約を解約すると、その料金メニューを再度契約することができなくなる場合もあります。

第8図表 小売電気事業者に対する改善指導などの相談状況

- 小売全面自由化に向け、小売電気事業者が行っている営業活動についての相談・問い合わせがコールセンター等に寄せられている。以下の事例について、事実関係の確認や指導を行ったところ、事業者により速やかに改善措置が講じられた。

【事例1】メーター設置無料を「特典」と宣伝した例

内容：小売事業者Aの代理店Bの店舗において、当該事業者Aへの切り替えの「特典」としてスマートメーターの設置が無料であることを宣伝していると、経済産業省のコールセンターに通報があったもの。 ※スマートメーターの設置は原則無料で行われる。ただし、これはどの事業者から小売供給を受ける場合であっても共通であり、「特典」とは言えない。

事実関係の確認・指導

対応：小売事業者Aによると、スマートメーターへの切り替え無料を切り替えの「特典」として店頭で宣伝していた点について、既に問題と認識し撤去を指示していたが、一部店舗で徹底されていなかったとのこと。小売事業者Aから代理店Bに対して改めて当該広告媒体の撤去について指導を行った。

【事例2】代理店の説明内容が誤解を招いた例

内容：小売事業者Cの代理店Dの社員が個人需要家に勧誘の営業を行った際に、「3月末までに新たな契約を決めないと電気が止まる」旨の説明を行っているという相談が、当該需要家から経済産業省のコールセンター宛にあったもの。

事実関係の確認・指導

対応：小売事業者Cから代理店Dに対して事実確認を行った。代理店Dによると、「3月末までに申し込まないとセット割引が適用できない」という説明について、需要家の誤解を招いたということであり、代理店Dから当該需要家に謝罪して改めて説明を実施。

【事例3】説明資料に誤りがあった例

内容：小売事業者 E の料金メニューについての説明資料において、小売電気事業は登録制であるにもかかわらず、審査・認可を受けた事業者である旨の記載がされていたもの。

※一般に、「認可」と「登録」では、異なる印象を与える可能性がある。

事実関係の確認・指導

対応：小売事業者 E に対して誤りを指摘したところ、同社は、次回印刷分から記載を修正する旨表明した。

【事例4】代理店による検針票の写真撮影を伴う勧誘例

内容：「弊社は小売事業者 F と業務提携しており、検針票を写真に撮らせてもらえれば、それを用いてより良いメニューの提案ができる。」と言われ、検針票の写真を撮られた。その後、承諾書に署名するように言われたが、信用できないと思い保留した。後刻、業務提携しているとされた小売事業者 F に電話で確認をしたが、そのような業務は行っていないと言われた。

事実関係の確認・指導

対応：小売事業者 F に確認・指導を行った結果、以下の対応がとられた。

- ①代理店 G に対して、検針票の写真撮影等の個人情報の取得を伴う営業活動を行う場合には、その目的について適切に説明した上で需要家の承諾を得るよう指導した。
- ②コールセンターにおいて、業務提携している代理店等に関する問合せにも適切に対応できるよう、情報共有を徹底した。

【事例5】不適切な営業活動

小売事業者 A の代理店で電気事業以外の事業を営む事業者から当該事業に関する設備点検という名目で訪問を受けたが、点検はすぐ終わり、電気の営業活動を受けた。そして、十分な説明もないまま、契約を締結したとされた。（コールセンター等への複数の需要家からの情報提供）

事実関係の確認・改善指導

代理店による訪問営業において、①訪問前に電気の営業活動も行われることを告げない、②宅内設備の点検と電気の営業活動の区切りが明確でない、③営業活動の開始時点では電気の供給者が変わることを明確にしない、といった、不適切な営業活動が行われていたことが判明。

小売事業者 A は営業フローや代理店向けのマニュアルを見直し、①訪問前の通知文で電気の営業活動も行われることを明示する、②電気の営業活動を開始する前に、電気の営業を行うことの承諾を得てから始めることとする、③営業活動の最初の段階で電気の供給者が変更となることを明確にすることとした。また、代理店に対し改めて研修を実施した。

【事例6】ホームページにおける加入条件の明確化

小売事業者 B の提供する一般家庭向けの電気料金メニューに加入するためには、当該事業者の提供する他の商品・役務とセットになったプランに加入する必要がある旨記載がされていたが、電気だけでの契約が可能か否か、電気だけで契約する際に適用される料金が明確でなかった。

検討依頼

当該事業者に対し、消費者へのわかりやすさの観点から、ホームページにおいてこれらの点を明確化する必要があるか検討を求めた。

その結果、当該事業者において、ホームページにおける記載を追記し、電気だけでの契約が可能であることや、その際に適用される料金が明記された。

【事例7】問合せ先の記載の適正化

小売電気事業者 A のホームページの Q & A において、停電時の問い合わせ先について、小売電気事業者としても苦情・問合せ処理義務があるにも関わらず、「地域の一般送配電事業者が対応するので、一般送配電事業者へお問い合わせください」とだけ記載されていた。

事実関係の確認・改善指導

小売電気事業者 A に対し、小売電気事業者は、自らの義務として苦情・問合せ処理義務があるため、停電の問合せについては対応しないかのような記載を修正するよう指導を行った。

その結果、ホームページの Q & A の記載が修正され、停電時の連絡先に、小売電気事業者 A が追記された。

【事例8】小売電気事業者の明確化

小売電気事業者 B の代理店として販売活動を行っている事業者 C が、自らは代理店であり、小売電気事業者は B であることを明確にせずに、自社の名前を使って営業活動を行っていた。

事実関係の確認・改善指導

事業者 C に対し、消費者の誤解を招くおそれがあることから、ホームページ等において、事業者 C ではなく小売電気事業者 B が小売電気事業者であることを明確にするよう指導を行った。

その結果、事業者 C において、ホームページにおける記載を追記し、小売電気事業者 B が小売電気事業者である旨の記載が追記された。

（２）小売電気事業者及び小売供給の登録に係る

審査

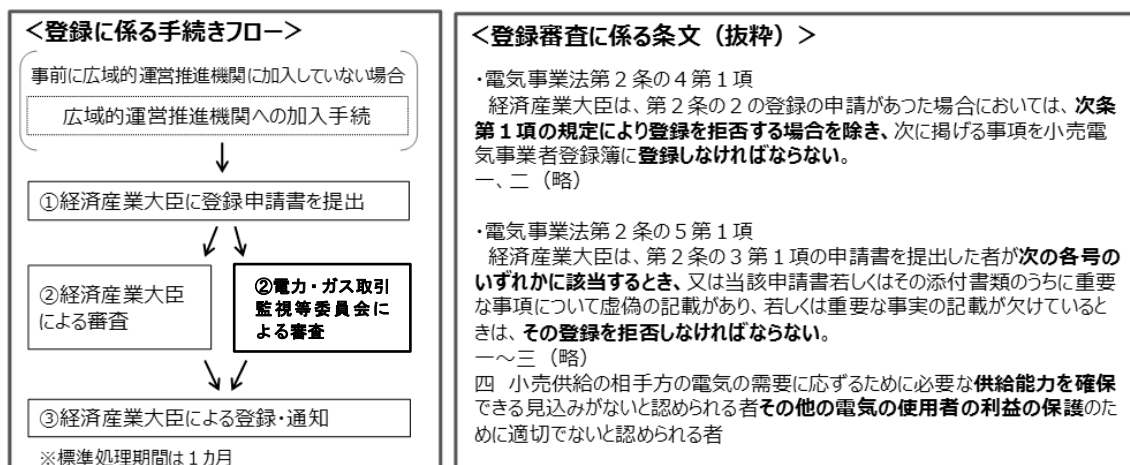
小売電気事業者の登録に係る審査に当たっては、資源エネルギー庁が、最大需要電力に応じるために必要な供給能力を確保できる見込みなどがあるかという視点から、当委員会が、「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないかという視点から、それぞれ審査を行ってきた。「参照：第9図表 登録に係る手続フローと登録審査に係る条文（抜粋）」「参照：第10図表 小売電気事業登録申請及び登録事業者数の

推移」

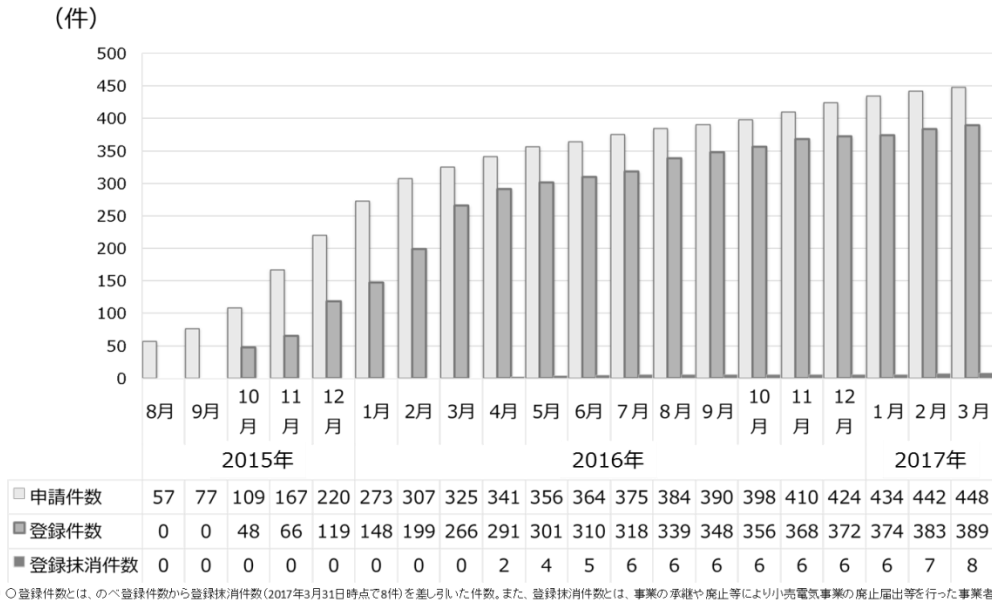
2016年4月の電力の小売全面自由化に先立って、2015年8月から小売電気事業者の事前登録受付を開始し、順次審査を行った。

また、2017年3月末までに、461件（小売電気事業 448件、小売供給 13件）の登録申請を受け付け、当委員会及び資源エネルギー庁による審査の結果、402件（小売電気事業 389件、小売供給 13件）が登録された。

第9図表 登録に係る手続フローと登録審査に係る条文（抜粋）



第 10 図表 小売電気事業登録申請及び登録事業者数の推移



2. 3. 卸部門の監視について

適正な競争環境の確保の観点から、「適正な電力取引についての指針」などのガイドラインに基づき、当委員会が監視を行ってきた。東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東京電力 EP」という。）は、卸電力取引所において、2016 年 4 月から 8 月の間の平日昼間、限界費用（燃料費など）を大きく上回る高値で入札を行い、一部で、卸電力取引所の約定価格を上昇させていた。当委員会はこのような入札行為は市場相場を人為的に操作するものと評価し、再発防止の観点から同社に対し業務改善勧告を実施した。具体的な業務改善勧告の内容は次のとおりであった。

- (1) 閾値を用いた売り入札価格の設定を今後行わないこと。
- (2) (1) を貴社の内部において周知徹底するとともに、
(1) を遵守するために必要かつ適切な社内体制を整備すること。
- (3) (2) の実施のためにとった貴社の内部における具体的な措置について、2016 年 12 月 16 日までに、当委員会に対し、報告を行うこと。

2. 4. 送配電部門の監視について

(1) 東京電力パワーグリッド株式会社から小売電気事業者に対する電気使用量の確定通知の遅延問題

2016 年 4 月の電力小売全面自由化に伴い、各需要家の電気使用量は、毎月、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東京電力 PG」という。）などの一般送配電事業者が検針し、小売電気事業者へ通知する仕組みとなった。こうした中、東京電力 PG において、情報システムの不具合などにより、同年 4 月分の電気使用量から小売電気事業者への通知遅延が発生した。

これにより、小売電気事業者から各需要家に対する電気料金の請求が遅れるなどの影響が生じることとなった（未通知件数は、同年 5 月から 8 月までの間、約 2 万件で推移）。

本件は、2016 年 5 月 19 日に、同社から資源エネルギー庁及び当委員会へ報告があり、これに対して、翌 20 日付け及び 6 月 3 日付けで、システムの不具合の詳細と対策などを求める報告徴収を行った。これらの報告徴収に対する回答などを受け、当委員会において検討を行った結果、①約 2 万件に及ぶ最終需要家に影響が生じていること、②小売電気事業者の切替えを行った最終需要家にとっては、切替えをした結果、電気料金の請求書送付が遅れた形となり、切替え先の小売電気事業者の信用に影響が生じているこ

となどが確認され、電気事業法第 66 条の 11 第 1 項に規定された「電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるとき」に該当すると判断したため、同月 17 日付けで、同社に対し、業務改善勧告を発出した。具体的な内容は以下のとおりである。

<業務改善勧告の概要>

- ・具体的かつ効果的な改善計画の策定（小売電気事業者及び小売電気事業者の需要家への対応を含む。）
- ・計画実現のための体制整備
- ・改善計画の的確な実施と定期的な検証・報告

本勧告に基づき、同社は、同年 7 月 1 日付けで改善計画を策定した。具体的な内容は以下のとおりである。

<改善計画の概要>

- ・通知遅延対策
再度個々のメーターの検針データを確認する作業の実施など
- ・小売電気事業者及び小売電気事業者の需要家への対応
小売電気事業者の需要家向けの問合せ専用窓口の開設など
- ・経営管理体制の強化など
遅延解消対策の執行状況を監視するチェック機能の強化

その後も、当委員会は、同社の改善計画の実施状況につ

いて月 2 回報告を受け、状況をフォローするとともに、当委員会の職員が月 2 回程度同社を訪問し、状況を把握し、追加的な対策を求めるなど、問題の解決に向けた指導を行った。また、同年 8 月 26 日には、同社社長に当委員会での説明を求めるなどの対応も行った。

その結果、2017 年 3 月末において、本来のルールである 4 営業日以内の通知を概ね実現しており、引き続き、同社において 4 営業日以内の通知に取り組んでいるところまで改善した。



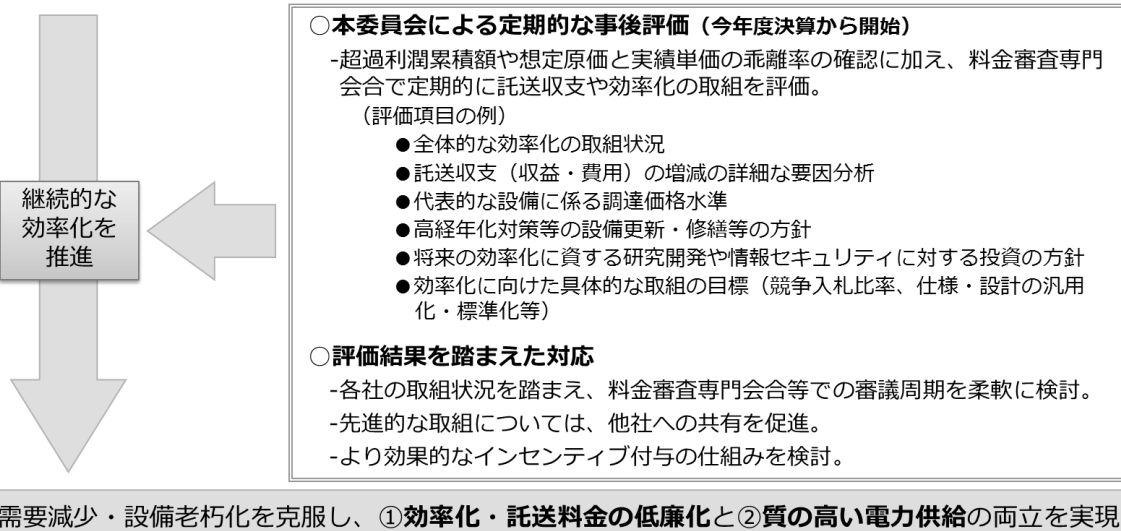
(2)一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価について

他方、小売全面自由化後も地域独占が残る送配電部門については、市場競争が存在しないことから、効率化・料金の低廉化を促進する仕組みが必要と考えられるため、2017 年 1 月 24 日に開催された第 68 回電力・ガス取引監視等委員会において、2016 年度実績分から、一般送配電事業者の収支状況（託送収支）や効率化の取組状況について、当委員会が定期的に公開の場で事後評価を行うことにより、各事業者における効率化・料金の低廉化と質の高い電力供給の両立を促すことを決定した。「参照：第 11 図表 一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価について」

託送収支の事後評価（2017年1月24日 電力・ガス取引監視等委員会決定）

- 電力小売全面自由化後も地域独占が残る送配電部門については、市場競争が存在しないことから、効率化・料金の低廉化を促進すべく、本委員会が**定期的（原則3年ごと）に公開の場で事後評価**を行う。

2017年12月 全一般送配電事業者の今年度以降の託送料金を認可



2. 5. 原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価

電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）（以下「第 2 弾改正電事法」という。）附則の経過措置に基づく小売電気料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。2016 年度は以下の A、B の旧一般電気事業者を対象に確認を行った。

A 北海道電力、東北電力、東京電力 EP、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力

B 消費者基本計画の工程表において今年度に事後評価を行う旨が記載されている北海道電力、東北電力、関西電力、四国電力、九州電力及び直近 3 年度間の規制部門の電気事業利益率が高くなっている東京電力 EP

<事後評価のポイント>

A 北海道電力、東北電力、東京電力 EP、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力の事後評価に関する当委員会における確認
 「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20160325資第12号）第2(7)④に基づく値下げ認可申請の必要がないか確認を行った。

B 北海道電力、東北電力、関西電力、四国電力、九州電力及び東京電力 EP の事後評価に関する料金審査専門会合における確認

評価のポイントは下記の通り

①料金原価と実績費用の比較

個別費目について、料金原価を合理的な理由無く上回る実績となっていないか。

②規制部門と自由化部門の利益率の比較

規制部門と自由化部門の利益率に大きな乖離はないか。乖離が生じている場合の要因は合理

的か。

③経営効率化への取り組み

経営効率化への取り組みは着実に進捗しているか。

<料金審査専門会合の開催実績>

2017年2月1日 第22回料金審査専門会合

2017年2月15日 第23回料金審査専門会合

2017年3月1日 第24回料金審査専門会合

=====

<事後評価の結果>

A 北海道電力、東北電力、東京電力EP、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力の事後評価に関する当委員会における確認
原価算定期間終了後の事後評価において、第2弾改正電事法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用され

る同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第23条第1項の規定による供給約款等の変更の認可の申請命令に係る「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20160325資第12号）第2(7)④に係る値下げ認可申請の必要は認められなかった。

評価の詳細は以下の通り

①電気事業利益率による基準

第12図表の通り、東北電力と東京電力EPを除く7社については、電気事業利益率が電力10社平均を下回っており、当該基準に該当しなかった。「参照：第12図表 直近3年度の規制部門の電気事業利益率及び電力10社の過去10年度の電気事業利益率」

第12図表 直近3年度の規制部門の電気事業利益率及び電力10社の過去10年度の電気事業利益率

	北海道	東北	東京 EP ※1	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	10社 10年平均
2013年度	△12.2%	5.9%	4.2%	0.9%	△1.1%	△0.8%	1.1%	△2.4%	2.8%	
2014年度	2.2%	5.9%	4.0%	1.7%	△2.7%	4.1%	3.8%	△2.8%	3.5%	
2015年度	3.7%	6.9%	6.9%	0.4%	7.1%	0.3%	1.3%	6.2%	2.5%	
3年度平均 ※2	△2.1%	6.2%	5.0%	1.0%	1.1%	1.2%	2.1%	0.3%	2.91%	2.93%

直近3年度の規制部門の電気事業利益率及び電力10社の過去10年度の電気事業利益率

※1 各年度の数値は、東京電力株式会社の利益率。(2016年4月1日より分社化)

※2 各年度の%の単純平均

出典：各電力会社の部門別収支計算書より電力・ガス取引監視等委員会事務局作成

②規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準

下表の通り、東北電力、東京電力EPの両社において規制部門の累積超過利潤は、一定水準額を上回っておらず、また直近2事業年度連続して赤字

ともなっていないことを確認した。

以上、東北電力及び東京電力EPとも規制部門の累積超過利潤による基準、自由化部門の収支による基準のいずれにも該当しなかった。「参照：第13図表 規制部門の累積超過利潤と一定水準額」

第13図表 規制部門の累積超過利潤と一定水準額

規制部門の累積超過利潤と一定水準額 (単位: 百万円)

	東北	東京 EP
2017 年度末超過利潤累積額①	28,095	△131,099
一定水準額②	41,879	147,033
一定水準額を上回っているか。(①>②か)	No	No

出典: 東北電力及び東京電力 EP への電力・ガス取引監視等委員会事務局のヒアリングに基づき作成

直近2事業年度の自由化部門の電気事業損益 (単位: 百万円)

	東北	東京 EP
2016 年度①	47,951	141,736
2017 年度②	80,815	210,041
2年連続で赤字となっているか。(①<0かつ②<0か)	No	No

出典: 東北電力及び東京電力 EP の部門別収支計算書より電力・ガス取引監視等委員会事務局にて作成

B 北海道電力、東北電力、関西電力、四国電力、九州電力及び東京電力EPの事後評価に関する料金審査専門会合における確認

料金審査専門会合において確認を行った結果、各社の電気料金収支などは不適切なものではないとの結論だった。

評価の総評は以下の通り。

燃料価格や為替レート的大幅な変動、原子力発電再稼働の遅延などの諸事情を踏まえると、全般的に正当な理由なく想定原価を上回った費

用実績は見られず、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の認可料金に関する引き下げ認可申請の必要性は認められなかった。

他方で、厳しい経営環境下において適切な人材を確保する必要性などからやむを得ない事情は認められるが、全ての会社において人件費における給与実績が想定原価を上回っていた。各企業における経営事情もあるものの、事業者においては、当該費用項目に限らず、料金審査時の査定内容を十分に踏まえて事業運営に取り組

むことが求められる。

経営効率化努力の主要な取組として発電所の修繕費の削減が見られ、これらは原価に織り込まれた費用について、供給信頼度を害することがないようにリスクマップでの評価（重要度・緊急度に応じた優先順位付け）に基づき実施されている。安全対策・供給信頼度維持に不可欠な投資は適切に実施すべきであって、そのために必要な費用は適正なコストとして電気料金の中原価に含まれているところであり、当然のことながら修繕費の緊急繰延べの判断は、技術的知見や代替措置の効果・費用なども踏まえつつ、引き続き慎重にリスク評価を行って対応すべきである。

効率化努力としては、単なる一時的な収支改善効果を伴う取組を超え、将来的な原価削減、さらには電気料金抑制につながる構造的・恒常的なコスト改善努力を追及すべきである。今回の評価においても、各社の様々な取組が紹介されたところであるが、事業者間で直接的な競争関係にないネットワーク部門での各社の努力については、相互に情報共有し、参考となる取組について、自社の特徴を踏まえた改良なども行いつつ積極的に取り込むことが重要である。また、自由化部門での競争は電気供給コスト全体の効率化に資するものであり、事業者においては全面自由化された小売市場において創意工夫を凝らした競争に取り組むことが求められる。

今後の原子力再稼働の見通しが定まらないと事業者の見解も見られ、また、現行の原価は一定の原子力稼働率を前提に算出されているものではあるが、直近の収益状況は、原価算定期間中の経営効率化努力もあって改善傾向にあるところである。事業者においては、原子力再稼働時には火力燃料費などの負担が現状よりも軽減されるであろうことを踏まえ、そのコスト低

減効果を一時的な支出繰延べの削減、消費者への還元などに適切に充てるよう検討すべきである。

以上に鑑み、事業者には、引き続き経営効率化努力に真摯に取り組むこと、経過措置料金の適正性に関して消費者への分かりやすい説明、情報提供を行うことが求められる。

2. 6. 監査

電気事業法第 105 条及び第 2 弾電事法附則第 21 条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者など」という。）12 社に対し監査を実施した。

2016 年度監査においては、電気事業において、昨年度に引き続き託送供給に伴う禁止行為を重点監査項目として実施し、「適正な電力取引についての指針」（2017 年 2 月 6 日改正 公正取引委員会・経済産業省）に規定する公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」が行われていないか確認した。

2016 年度において実施した監査の結果については、監査実施者から 15 件の指摘事項の報告があり、当委員会で内容を確認した結果、電気事業法第 66 条の 11 に基づく一般送配電事業者などに対する勧告並びに同法第 66 条の 12 に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、口頭による所要の行政指導を 6 事業者（10 件）、書面による所要の行政指導を 4 事業者（5 件）に対して実施した。

3. 電力市場の更なる効率化、競争促進のための取組

3. 1. ネガワット取引に係る環境整備について

従前の電力システムは、電力需要を所与のものとして、電力供給をいかに確保するかという視点

からの取組が中心であったところ、2011 年 3 月の東日本大震災とこれに伴う原子力発電所の事故を契機として、省エネルギーの強化とともに、電気の供給状態に応じて消費形態を変化させる取組、いわゆるディマンドリスポンスが重要視されるようになった。

エネルギー基本計画(2014 年 4 月 11 日閣議決定)では、ディマンドリスポンスの次の段階として、複数の需要家が需要を抑制することにより得られる電気を束ねて取引する事業者（いわゆるネガワット事業者）を介すなどして、小売電気事業者などの依頼に応じて需要家が需要を抑制し、その対価として当該需要家に報酬を支払う仕組みであるネガワット取引の確立に取り組むこととされた。また、ネガワット取引を始めとするディマンドリスポンスを使った新たな事業形態を導入しやすい環境を整備し需要を管理することにより、電気の安定供給の実現を図ることとされた。

当該環境整備の一環として、2017 年 4 月 1 日の「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）」（第 3 弾改正電事法）の一部施行により、需要家が需要を抑制することにより得られる電気を、小売供給を行う事業者へ当該小売供給に用いるために卸供給する「特定卸供給」が電気事業法上規定されるとともに、特定卸供給についても発電した電気と同様に、一般送配電事業者が行う電力量調整供給（インバランス供給）の対象と位置付けられることになった。これにより、需要抑制により得られる電気を他の小売電気事業者などに転売するなど、ネガワット取引を促進するための制度が整備されることとなる。

このような中、当委員会のもとに設置した制度設計専門会合では、ネガワット取引の適正な実施の確保を図るため、需要抑制により得られる電気を転売するネガワット事業者に対し求める規律などについて検討を実施した。

また、経済産業省と公正取引委員会が共同で定める「適正な電力取引についての指針」についても、ネガワット取引の適正な実施を確保するため所要の改定を行った。

同指針のうち、経済産業省が担当する部分については、制度設計専門会合での議論を踏まえ、当委員会から経済産業大臣に建議し、2017 年 2 月 6 日に経済産業大臣が改定した。

3. 2. 一般送配電事業者による調整力の公募調達について

2016 年 4 月 1 日に、電力小売全面自由化や新たなライセンス制の導入を定めた第 2 弾改正電事法が施行され、これまで旧一般電気事業者が自社の発電設備を用いて行ってきた、系統全体の周波数維持などの高品質な電力供給を確保する業務であるアンシラリーサービスは、一般送配電事業者が担うこととなった。また、一般送配電事業者は、アンシラリーサービスの実施に必要な電源などを調整力として発電事業者などから調達するとともに、その調整力の確保に必要なコストは託送料金で回収される仕組みとなった。この仕組みにより、発電事業者などによる競争が進み、多様な発電事業者などの参画による調達が可能な調整力の量の増大や、質の向上、一般送配電事業者による更なる効率的な調整力の活用が期待されている。

この仕組みは、一般送配電事業者による調整力の調達が公平性・透明性を確保した上で行われることを前提として機能するものであることから、2016 年度から行われる一般送配電事業者による調整力の調達は、原則として、公募などの公平性かつ透明性が確保された手続により実施する必要があるが、その手続の具体的な内容は各一般送配電事業者に委ねられている。

このため、事前に一般送配電事業者による適切な調整力の調達の在り方について基本的な考え方

を示し、調整力の公募調達に公平性・透明性を確保した形で円滑に開始できるよう、当委員会の下に設置した制度設計専門会合において、同年4月から7月にかけて、公平性や透明性が確保された公募調達の実施方法や当委員会による監視の在り方などについて議論を続け、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」として、公募調達の公平性・透明性を担保するための考え方、望ましいと考える公募調達の実施方法などを取りまとめた。

＜「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」の主な内容＞

- ・公募調達の実施に当たり、一般送配電事業者が説明すべき事項、契約期間、費用精算などの主な契約条件、落札の評価などの考え方
- ・公募調達についての意見募集や公募調達の実施後における契約金額などの開示の考え方
- ・公募調達の実施後に行う監視の在り方

当委員会では、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に基づいた指針を制定することが、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると判断したため、電気事業法第66条の13第1項の規定に基づき、同年9月、経済産業大臣に対して建議を行った。

その後、本建議を踏まえ、経済産業大臣により、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」が制定され、一般送配電事業者は当該考え方に基づき、2017年度分の調整力の公募調達を実施した。

3. 3. 広報／消費者保護対策

電力の小売全面自由化開始後も、消費者が正しい情報を持つことで、トラブルに巻き込まれることなく、各々のニーズに合った適切な選択ができることが重要である。

こうした意識のもと、2016年9月に当委員会で

は、需要家に対し、電力の小売全面自由化に関するアンケート調査を実施した。

アンケート調査で得た需要家の意識も踏まえ、当委員会では、全国各地での説明会及び周知イベント「電力・ガス自由化セミナー」などの開催や、テレビ・新聞・雑誌などのメディアを通じた広報、自由化説明動画の作成など、自由化の周知・広報を積極的に実施してきた。

また、昨年度に引き続き、消費者保護強化のため、当委員会と独立行政法人国民生活センターが共同で、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を実施した。

○アンケート調査の実施

消費者 10000 人を対象に電力会社や電気プランの切替え意向などについてアンケート調査を実施した。さらに、電力会社又は電気プランを切り替えた 1000 人に対して、切替え後の満足度など詳細なアンケート調査を実施した。

○各種説明会等の開催

ブロック別説明会（全国 10 エリア）、都道府県別説明会、消費者団体・企業での説明会を実施した。

消費者をターゲットに、商店街やショッピングセンターなどでイベントを開催した（17 箇所）。また、イベントホールやショッピングセンターなどでセミナーを開催した（10 箇所）。

○メディア向けの情報発信

電力小売全面自由化開始後の状況について、プレス懇談会（経済産業省記者クラブのブリーフィング）を開催した。また、新聞社や出版社に向けて電力小売全面自由化についての説明を随時実施した。

○電力自由化キャラバン・電力・ガス自由化セミナーの開催

前年度から引き続き、消費者に対し電力自由化に関する正確な情報を分かりやすく発信するための周知イベント「電力自由化キャラバン」を全国各地で開催した。また、電力小売全面自由化開始後1年のタイミングで、再度周知啓発のために、ガス小売全面自由化と合わせて電力・ガス自由化セミナーを開催し、消費者保護のための取組を強化した。

○消費者向け動画の作成

電力自由化の制度や疑問を開設した動画を作成し、セミナーでの放映、ホームページへの掲載を実施した。

○自由化関連WEBページの拡充

電力小売全面自由化に関する消費者向けQ&A、特設サイトなどのコンテンツを更に拡充した。

○独立行政法人国民生活センターとの連携協定

昨年度に引き続き、電力小売全面自由化に関し

て、消費者から寄せられる契約トラブルなどの情報を随時共有し、それに対するアドバイスを含め情報を共同で公表するとともに、全国の消費生活センターへ情報を発信した。また、国民生活センターと連携した研修会、勉強会を随時実施した。

4. ガス小売全面自由化に向けた取組など

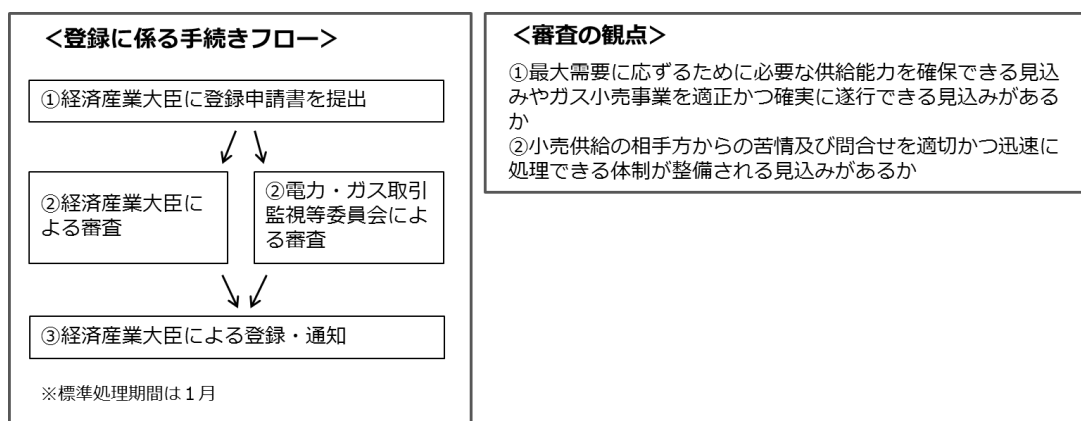
4. 1. ガス小売事業者の登録に係る事前審査

ガス小売事業者の登録に当たっては、資源エネルギー庁が、最大需要に応じるために必要な供給能力を確保できる見込みなどがあるかという視点から、当委員会が、「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないかという視点から、それぞれ審査を行っている。

「参照：第14図表 登録に係る手続フローと登録審査の観点」

ガスの小売全面自由化に先立って、2016年8月からガス小売事業者の事前登録受付を開始し、順次審査を行ってきた。2017年4月1日現在において、45件のガス小売事業者登録の申請があり、審査の結果、45者の登録を行った。

第14図表 登録に係る手続フローと登録審査の観点



4. 2. 経過措置料金規制を課す事業者の指定

2017年4月からのガスの小売全面自由化に伴い、ガスの小売規制料金は原則撤廃されることとなる

が、LPガス、オール電化などとの競争状態が十分でないと判断される場合、需要家利益の保護の観点から、経過措置として小売規制料金が課され

ることとなっている。総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に設置されたガスシステム改革小委員会において決定された指定基準に基づき、一般ガス事業者については、経過措置料金規制を課す事業者として、12 事業者を指定し、簡易ガス事業者については、全国 7432 団地のうち、1730 団地を指定した。

4. 3. 託送供給約款の審査

ガス小売全面自由化の実施に向けて、2016 年 7 月末に大手 3 社の東京ガス、東邦ガス、大阪ガスを始めとする、一般ガス事業者 127 社が、小口向けを含む新たな託送料金などを内容とする託送供給約款の認可申請を行った（一般ガス事業者 203 社のうち、託送供給約款を制定する必要があるのは、他社と導管がつながっている一定規模以上の事業者 127 社。）。「参照：第 15 図表 託送料金認可手続（本省所管分）」これを受け、同年 8 月 1 日に経済産業大臣（各経済産業局所管分は経済産業局長）から、当委員会に対して意見の求めがあっ

た。

経済産業大臣からの意見徴収を受け、当委員会は、次の方針で託送供給約款の審査を進めることとした。

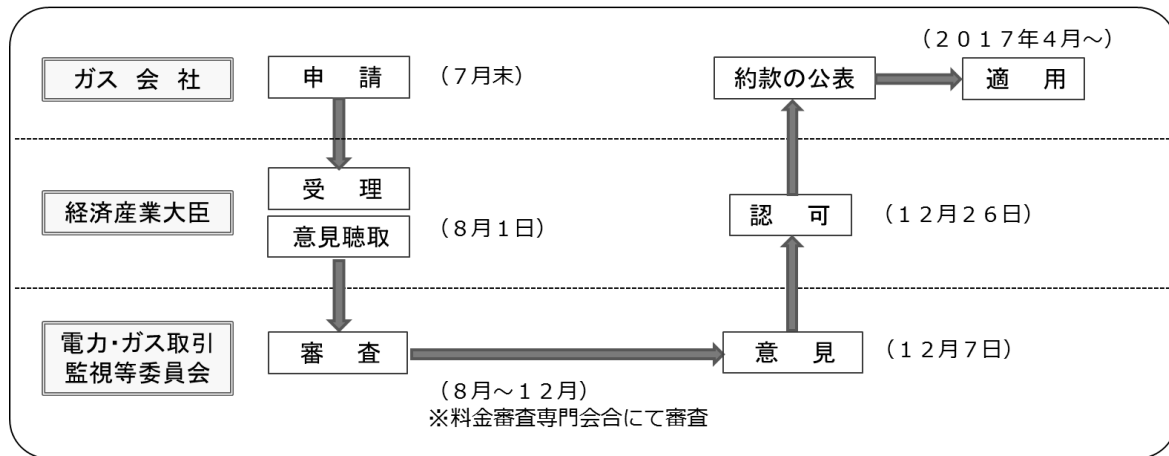
東京ガス、東邦ガス、大阪ガスの大手 3 社については、託送供給約款の認可に当たって、当委員会の下に設置した料金審査専門会合（座長：安念潤司 中央大学法科大学院教授）において、中立的・客観的かつ専門的な観点から審査することとした。

北海道ガス、仙台市ガス局、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス、西部ガスの準大手 7 社については、当委員会又は各経済産業局において、料金審査専門会合の委員から個別に意見を聞き、かつ、料金審査専門会合の審査状況を反映しつつ審査することとした。

その他の一般ガス事業者 117 社については、当委員会又は各経済産業局において、料金審査専門会合の審査状況を反映しつつ審査することとした。

第 15 図表 託送料金認可手続（本省所管分）

- ガスの託送料金については、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）附則第 18 条第 1 項に基づき、ガス会社が認可申請を提出。経済産業大臣は、電力・ガス取引監視等委員会の意見を聴いた上で、認可を行った。



料金審査専門会合は、同年 8 月から 5 か月にわたって、計 8 回開催され、東京ガス、東邦ガス、大阪ガスの大手 3 社の申請内容について厳正に審査を行い、同年 12 月 1 日に「査定方針案」を取りまとめた。

同年 12 月 7 日に当委員会は、査定方針案をもって検討を行い、本省所管の事業者について、次頁の「託送供給約款認可申請への査定方針のポイント」のとおり、査定方針を策定し、同日、当委員会の意見として経済産業大臣に提出した。「参照：第 16 図表 託送供給約款認可申請への査定結果のポイント」

この意見を踏まえ、経済産業大臣は、申請内容の修正を

提出するよう各社に指示を出し、同年 12 月 26 日に託送供給約款を認可した。

また、各経済産業局所管の事業者についても、当委員会は、12 月 9 日までに当委員会としての意見（査定方針）を各経済産業局長に提出した。この意見を踏まえ、各経済産業局長は申請内容の修正を提出するよう各社に指示を出し、同月 28 日までに各経済産業局長が託送供給約款を認可した。

各事業者は今回認可された新しい託送供給約款を速やかに公表し、2017 年 4 月 1 日からの新制度の実施に向けた準備を進めた。

第 16 図表 託送供給約款認可申請への査定結果のポイント

託送供給約款認可申請に係る審査について

- ・ガス会社からの認可申請が、関係法令及び審査要領に照らし、最大限の経営効率化を踏まえたものとなっているかについて、電力・ガス取引監視等委員会の「料金審査専門会合」において、中立的・客観的かつ専門的な観点から検討。
- ・料金審査専門会合がとりまとめた査定方針案をもって、電力・ガス取引監視等委員会において検討を行い、12月7日の第61回電力・ガス取引監視等委員会において査定方針を策定した。

各社が申請した託送料金原価(3年平均)

(億円)

	東京ガス(東京地区等)			東京ガス(群馬地区他)			東京ガス(四街道12A地区)			東邦ガス			大阪ガス			東部ガス (秋田支社地区)			東部ガス (福島・茨城・茨城支社地区)			西部ガス		
	前年度 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前年度 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前年度 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前年度 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前年度 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前年度 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前年度 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前年度 A	今回申請 B	差引 (B-A)
比較査定対象ネットワーク費用	937	1,057	121	5	9	4	1.0	1.3	0.3	272	278	6	983	912	▲71	6	7	1	15	13	▲2	149	118	▲31
需給調整費	-	30	30	-	-	-	-	-	-	-	6	6	-	17	17	-	0.5	0.5	-	-	-	-	9	9
修繕費	291	321	30	4	3	▲1	1	0.4	▲1	89	77	▲13	269	256	▲13	0.5	0.4	▲0.1	1.3	1.2	▲0.1	18	17	▲1
租税課金	264	267	2	2.1	2.3	0.2	0.4	0.5	0.2	58	55	▲3	161	156	▲5	1.7	1.4	▲0.3	4	3	▲1	25	18	▲6
固定資産除却費	170	186	16	1.8	2.5	0.6	0.4	0.3	▲0.2	39	30	▲9	72	82	9	0.6	0.6	▲0.1	2	3	1	11	5	▲6
減価償却費	915	919	4	20	21	1	4	3	▲1	262	252	▲10	434	399	▲36	11	11	▲0.2	28	21	▲6	74	78	5
バイオガス調達費	-	0.3	0.3	-	-	-	-	-	-	0.1	0.1	-	0.6	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
需要調査・開拓費	-	68	68	-	1	1	-	0.1	0.1	-	20	20	-	30	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者間精算費	-	-	-	-	34	34	-	-	-	-	-	-	15	15	-	-	-	-	-	10	10	-	-	-
営業外費用	26	28	2	0.7	0.2	▲0.4	-	0.01	0.01	0.5	0.4	▲0.2	0.8	0.8	0.1	-	-	-	-	-	-	0.6	0.1	▲0.4
法人税等	63	60	▲3	1.2	1.3	0.1	0.02	0.1	0.1	12	13	1	52	59	7	0.09	0.12	0.03	0.1	0.3	0.2	8	8	▲0.1
事業報酬(レートベース、事業報酬益)	142	139	▲3	2.7	3.1	0.4	0.5	0.3	▲0.2	40	37	▲3	70	68	▲2	2	2	▲1	5	3	▲2	19	17	▲3
控除項目(営業雑益、雑収入、事業外所得等)	▲46	▲115	▲70	▲3.8	▲4.1	▲0.3	▲2	▲0.1	2	▲15	▲23	▲8	▲23	▲33	▲10	▲0.1	▲0.1	0.04	▲0.1	▲0.3	▲0.1	▲3	▲6	▲2
NW総原価	2,761	2,959	198	34	73	39	5	6	0.3	758	745	▲13	2,018	1,961	▲57	22	23	0.1	55	55	▲0.5	300	265	▲35

料金審査専門会合委員

(敬称略)

(座長)	中央大学法科大学院 教授	(敬称略)
安念 潤司	S M B C 日興証券株式会社 マネージングディレクター	
園屋 雅則	有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士	
箱崎恵美子	ボストンコンサルティンググループ	
秋池 玲子	シニア・パートナー & マネージングディレクター	
梶川 融	太陽有限責任監査法人 代表社員 会長	
辰巳 菊子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問	
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授	
南 賢一	西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士	
山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授	

検討の経緯

2016年 7月末日	ガス会社より託送料金の認可申請	第18回(10月12日)	需給調整費、需要開拓費、比較査定対象ネットワーク費用
8月1日	経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取	第19回(10月26日)	費用の配賦・レートメーク、検討を深めるべき論点①
<料金審査専門会合において審議>		第20回(11月10日)	検討を深めるべき論点②
第14回(8月9日)	概要説明(東京、東邦、大阪)	第21回(12月1日)	査定方針案の検討
第15回(8月25日)	前提計画、経営効率化、租税課金、営業外費用、控除項目		
第16回(9月13日)	需給調整費、需要調査・開拓費、バイオガス調達費	12月1日	
第17回(9月29日)	設備投資関連費用、修繕費、事業者間精算費・収益	12月7日	

託送供給約款認可申請に係る査定方針について

※金額は、各社それぞれの申請額(3年平均)及び電力・ガス取引監視等委員会の査定による原価カット額(または戻戻額)を記載(一部を除いて、億円単位未満は四捨五入)
※東京ガス、東部ガスについては、各地区の合計金額を記載

査定方針(ポイント)

前提計画(需要想定)【東京：137億^m³に4.22億^m³、東邦：38億^m³に0.25億^m³、大阪：88億^m³に0.01億^m³、西部：9億^m³に0.01億^m³追加】 東京ガス、東邦ガスについて、二重導管規制緩和による需要量の減少について過大と考えられるものは認めない。大阪ガスについて、転居や他燃料転換による需要量の減少について過大と考えられるものは認めない。 経営効率化【東京：▲110億円に▲18億円、東邦：▲17億円に▲3億円、大阪：▲23億円に▲8億円、東部：▲0.3億円、西部：▲0.6億円追加】(修繕費、設備投資関連費用等の内訳) 大手事業者について、実現可能性が見込める水準であると考えられる11.0%の経営効率化割合を要求。東京ガス、東邦ガスについて、これまでの効率化の取組内容や算定方法の一部が実態を正しく反映していないため、過大と考えられる効率化効果分は認めない。 比較査定対象ネットワーク費用【東京：1,067億円を▲2.3億円、東邦：278億円を▲1.5億円、大阪：912億円を▲2.3億円、西部：118億円を▲0.8億円カット】 過去の供給計画上の導管延伸(新設と廃止の差)に係る実現率を踏まえ、過大と考えられる部分を減額。 需給調整費【東京：30億円を▲7億円、東邦：6億円を▲0.4億円、大阪：17億円を▲3億円、西部：9億円を▲2億円カット】 需給調整のために確保する製造設備の容量のうち、過大と考えられる部分を減額。 修繕費【東京：324億円を▲3億円、東邦：77億円を▲0.6億円、大阪：256億円を▲2億円、東部：2億円を▲0.1億円、西部：17億円を▲0.1億円カット】 経常修繕費について、過大と考えられる部分を減額。また、東京ガス、東邦ガスについて、ガスメーター修繕費に係る取替数量が過大と考えられる部分を減額。 設備投資関連費用【東京：1,274億円を▲27億円、東邦：319億円を▲3億円、大阪：549億円を▲9億円、東部：40億円を▲0.7億円、西部：100億円を▲1億円カット】 既存設備(貯圧器用地等)のうち不使用又は余剰となっているもの及び新規設備のうち工事計画の妥当性に欠けるもの等をレートベースから減額。また、これに係る減価償却費、事業報酬額等を減額。 (高経年設備投資) 東京ガスについて、なすび鉄鋼管・バルブ駆動機等の申請数量が過大なるものを減額。メインバルブ・防食設備の申請単価が過大なるものを減額。 租税課金・営業外費用・控除項目【東京：307億円を▲5億円、東邦：58億円を▲0.6億円、大阪：195億円を▲2億円、東部：5億円を▲0.1億円、西部：25億円を▲1億円カット】(事業者間精算収益を除く) 大阪ガスについて、不動産取得税等を過去3年実績から直近実績に見直し、減額。東京ガスについて、控除項目に計上すべき費目等を追加。 バイオガス調達費【東京：0.3億円を▲0.05億円、東邦：0.1億円を▲0.01億円、大阪：0.6億円を▲0.11億円カット】 供給区域内で発生する余剰バイオガスの80%を上回る部分を減額。 需要調査・開拓費【東京：69億円を▲43億円、東邦：20億円を▲1.3億円、大阪：30億円を▲7億円カット】 東京ガス、東邦ガスについて、需要調査費のうち供給区域内分及び見積額が過大と考えられる部分を減額。需要開拓費のうちすでに導管整備が相当程度進んでいる地域及び10万^m以上の需要開拓に係る支払額が過大と考えられる部分を減額。 事業者間精算費【東京：34億円に1億円反映、大阪：15億円を▲7億円カット、東部：10億円に4億円反映】 上流の特定ガス導管事業者が平成28年10月末までに提出した事業者間精算料金表の単価を参照して費用額を更新し、反映。 事業者間精算収益【東京：▲68億円に▲1億円追加】 東京ガスについて、申請時には想定していなかった取引に係る収益を追加。 費用の配賦・レートメーク 適正な配分基準を用いて、適正に直課・間接・配賦が行われていることを確認。東京ガスについて、ガス使用量10^m³の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上となるよう基本料金単価等を変更。東京ガスについて、コージェネレーションシステムを使用することを要件とした割引料金は認めない。	
--	--

(注) 〇は申請値との差異

査定方針を踏まえた託送料金単価(1^m³あたり)

【東京ガス】(東京地区等) 約82億円の原価削減により、20.64円程度(▲1.25円)に圧縮 (群馬地区他) 約3億円の原価削減により、34.37円程度(▲1.53円)に圧縮、(四街道12A地区) 約0.1億円の原価削減により、74.82円程度(▲1.80円)に圧縮	
【東邦ガス】 約19億円の原価削減により、19.15円程度(▲0.64円)に圧縮	
【大阪ガス】 約31億円の原価削減により、21.81円程度(▲0.35円)に圧縮	
【東部ガス】(秋田地区) 約1億円の原価削減により、50.23円程度(3.10円)に変更、(福島・茨城地区) 約2億円の原価削減により、25.81円程度(0.70円)に変更	
【西部ガス】 約5億円の原価削減により、30.33円程度(▲0.61円)に圧縮	

※1 東京ガス及び東邦ガスは、需要想定の見直し相当分が単価に反映している。 ※2 制度変更に係る費用の追加等により、申請よりも原価が増加しているものがある。

4. 4. 各種ガイドラインの整備

ガスの小売全面自由化を契機に多様な事業者が参入することを踏まえ、関係事業者がガス事業法などを遵守するための指針を示し、これによりガスの需要家の保護を図るため、新たなガイドライン「ガスの小売営業に関する指針」を策定した。

同指針は当委員会の下に設置した制度設計専門会合（座長：稲垣隆一当委員会委員）において、2016年9月から4か月にわたって議論を行い、当委員会から経済産業大臣に建議し、2017年1月24日に経済産業大臣が制定した。

また、ガスの小売全面自由化に合わせ、ガス市場を競争的に機能させる観点から、経済産業省と公正取引委員会が共同で定める「適正なガス取引についての指針」についても所要の改正を行った。

同指針のうち経済産業省が担当する部分については、制度設計専門会合において2016年9月から5か月にわたって議論を行い、当委員会から経済産業大臣に建議し、2017年2月6日に経済産業大臣が改定した。

2つの指針の内容については、説明会の開催などを通じて、4月からガス小売市場に参入する事業者への周知徹底を図った。

「ガスの小売営業に関する指針」のポイント

（1）需要家への適切な情報提供

①問題となる行為

- ・「当社と契約しないとガス漏れなどの緊急時対応が一切なくなる」など、需要家の誤解を招く情報提供で自社のサービスに誘導しようとする事。
- ・需要家と契約を締結する際、解除時の違約金などの内容や内管（需要家の敷地内にあるガス管）などの工事費負担の有無・算定方法、セット販売時の料金割引などの適用条件などの供給条件について説明・書面交付を行わないこと。

②望ましい行為

- ・一般消費者向けの標準メニューや平均的なガス使用量における月額料金例を公表すること。
- ・ガス料金に工事費などが含まれている場合に、請求書などにその内訳を明記すること。
- ・需要家がクーリング・オフをした場合やガス小売事業者から契約を解除した場合などには、需要家が無契約状態となり供給が停止されるおそれがあることについて、ガス小売事業者が需要家に対し一定の説明をすること。

（2）営業・契約形態の適正化

○問題となる行為

- ・ワンタッチ供給（ガス小売事業者が需要場所において他の事業者からガスの卸供給を受け、当該需要場所において当該ガスによる小売供給）を行うガス小売事業者が、契約解除の際、卸売事業者との間の卸供給契約の解除を不当に怠ること。

（3）契約内容の適正化

○問題となる行為

- ・不当に高額な違約金などを設定するなど、解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること。
- ・解除手続や更新を拒否する手続の方法を明示しないなど、解除を著しく制約する行為をすること。

（4）苦情・問合せへの対応の適正化

①望ましい行為

- ・導管の破損など、導管要因でガスの供給に支障が生じていることが明らかな場合にガス導管事業者がホームページなどを通じて提供する情報を用いて、ガス小売事業者が消費者からの相談や問合せに応ずること。
- ・原因不明なガスの供給支障発生時に、ガスメーターの操作方法など消費者に対し適切な助言を行うこと。

②問題となる行為

- ・原因不明なガスの供給支障に対し、消費者からの問合せに不当に応じないこと。

（５）契約の解除手続の適正化

○問題となる行為

- ・契約解除の申入れが、契約者（需要家）本人からのものであるか、適切な方法で本人確認をしないこと。
- ・契約解除について、解除予告通知を行うことや最終保障供給約款・経過措置約款を申し込む方法があることを説明することなどの適切な対応を怠ること。

「適正なガス取引についての指針」の主な改定事項（ガス事業法関連部分）

（１）小売分野

- ・小売事業者が需要家への請求書などに託送供給料金相当の支払金額を明記することを、望ましい行為と位置付ける。
- ・小売事業者が不当に高い解約補償料の徴収などを行うことを、問題となる行為と位置付ける。

（２）卸売分野における適正なガス取引の在り方

- ・考え方として、パンケーキ問題（託送供給の区域を跨ぐごとに託送供給料金が課されていたという問題）の解消の趣旨を踏まえ、卸供給料金から卸託送供給料金に相当する金額を引き下げることが適切である旨を追記。
- ・LNG等を保有する事業者が新規参入者などに対して積極的に必要な卸供給を行うことを、望ましい行為と位置付ける。

（３）製造分野

- ・熱量調整設備などのガス製造に必要な設備を保有する事業者がガス製造に係る業務を積極的に

受託することを、望ましい行為と位置付ける。

- ・ガス製造事業者が正当な理由なくガス受託製造を拒むことなどを、問題となる行為と位置付ける。

（４）託送分野

- ・ガス導管事業者が導管網への接続の検討に関する情報提供を行うことを、望ましい行為と位置付ける。
- ・ガス導管事業者が計量器の交換の可否・交換時期に関して、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか否かにより不当に差別的に取り扱うことなどを、問題となる行為と位置付ける。

４．５．広報／消費者保護対策

ガスの小売全面自由化の実施に当たっては、消費者が正しい情報を持つことで、トラブルに巻き込まれることなく、各々のニーズに合った適切な選択ができることが重要である。

そのため、当委員会では、ガス小売全面自由化前に全国各地での説明会及び周知イベント「電力・ガス自由化セミナー」の開催や、テレビ・新聞・雑誌などのメディアを通じた広報、パンフレット・ポスターの配布、自由化説明動画の作成、専用ポータルサイト・コールセンターの設置など、自由化の周知・広報を積極的に実施してきた。

さらに、消費者保護強化のため、当委員会と独立行政法人国民生活センターが共同で、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を実施した。

○各種説明会などの開催

ブロック別説明会（全国 10 エリア）、都道府県別説明会、消費者団体・企業での説明会を実施した。

消費者をターゲットに、イベントホールやショッピングセンターなどでセミナーを開催した（10 箇所）。

○電力・ガス自由化セミナーの開催

消費者に対し、ガス小売全面自由化に関する正確な情報を分かりやすく発信するためのセミナーをガス小売全面自由化直前に全国各地で開催し、消費者保護のための取組を強化した。

○メディア向けの情報発信

ガス小売全面自由化直前に、地方新聞社連合会との意見交換会を開催した。また、新聞社や出版社に向けて、ガス小売全面自由化についての説明を随時実施した。

○新聞、女性誌への啓発広告の掲載など

全国の地方新聞 47 紙にガス自由化についての啓発広告などを掲載した。また、主婦向け生活情報誌に特集広告を掲載するとともに、電力・ガス自由化について説明した小冊子 5000 部を作成、配布した。さらに、リーフレット 5000 部も作成、配布した。

○ポスター・パンフレットの配布・掲示

ポスター 5,300 部、パンフレット 55,300 部を作成し、各都道府県などに配布した。また、東京メトロ駅構内においても掲示した。

○消費者向け動画の作成

ガス自由化を分かりやすく説明した動画を作成し、セミナーでの放映、ホームページへの掲載を実施した。

○自由化関連WEBページの作成など

ガス小売全面自由化に関する消費者向け Q & A、特設サイトなどのコンテンツを用意した。

○独立行政法人国民生活センターとの連携協定

電力小売全面自由化だけでなく、ガス小売全面

自由化についても、消費者から寄せられる契約トラブルなどの情報を随時共有し、それに対するアドバイスを含め情報を共同で公表するとともに、全国の消費生活センターへ情報を発信した。また国民生活センターと連携した研修会、勉強会を随時実施した。

4. 6. 監査

ガス事業において、2017 年 4 月からのガスの小売全面自由化に伴い、電気事業と同様に託送供給に伴う禁止行為を重点監査項目として実施し、「適正なガス取引についての指針」(2017 年 2 月 6 日改正 公正取引委員会・経済産業省)に規定する公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」が行われていないか確認した。

2016 年度において実施した監査の結果については、監査実施者から 65 件の指摘事項の報告があり、当委員会でも内容を確認した結果、改正前のガス事業法第 47 条の 7 に基づく一般ガス事業者などに対する勧告並びに同法第 47 条の 8 に基づく大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、口頭による所要の行政指導を 23 事業者 (26 件)、書面による所要の行政指導を 9 事業者 (39 件)に対して実施した。